

【自律改革】令和元年度末時点の取組状況(年度末報告)

労働委員会事務局

No	区分	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	検討・分析の進め方	取組の内容及び成果 今後の方向性	取組状況
1	継続	自律改革体制の整備	局内における自律改革を推進する体制が不十分	局長を本部長とし、全管理職をメンバーとする労働委員会事務局改革推進本部を設置 各課題ごとにPTを立ち上げ、メンバーに若手職員を登用して自律的な改革を推進	各PTの検討・分析の進め方や取組の内容について、局改革推進本部において議論を深めることにより、確実に局の自立改革を推進した。 引き続き、局改革推進本部において、局内における自立改革を推進していく。	継続
2	継続	分かり易さを重視したホームページの再構築	「東京都公式ホームページに係るガイドライン(平成29年12月)」に準拠するためのホームページ改修に合わせ、全体構成や掲載内容の見直しを検討する。	局ホームページに係るページ構成の改善や内容の充実等を図る。 改善等にあたっては、アクセス数の分析結果を踏まえた改善を行うなど、利用者ニーズの観点にて実施する。	局ホームページリニューアル後のアクセス数を継続的に分析し、閲覧者の関心領域等を把握しうえで利便性の向上を図るなど、ページ構成等を利用者ニーズに合致させる改修を実施した。 併せて、不備ページの再点検・解消を行い、局ホームページのリニューアルに伴う改善、不備の解消を行った。	終了
3	継続	一層の業務効率化に向けたシステムの機能強化	一層の業務効率化を図るため、現行のソフトウェアのバージョンアップとともに、システムの機能強化やマニュアル整備等に取り組む。	各課のICTリーダーを中心としたメンバーが、PTで改修について議論、情報共有を行うほか、改修委託業者と連携してシステム改修、検証、データ移行作業を行う。	調整3システムの元号改正対応のほか、全システムについてセキュリティ強化、一部帳票電子化、不具合修正、機能改善を行った。 元年7月に委託業者と契約締結し、9月までに基本設計、詳細設計を終えた後、委託業者及びPTメンバーでテストを進め、2年2月から本番稼働を開始した。	終了
4	継続	組織的な情報の共有と活用の徹底	電子ファイルの組織的な管理を行うとともに、情報が局内で適切に共有されるよう、共有フォルダ及びDBの整理・活用に取り組む。	テレワークの推進に向けた情報共有の観点から、以下の1・2について検討を進めるとともに、電子ファイルの組織的な管理の推進、共有フォルダ及びDBの改善等について、PDCAサイクルに基づき、フラッシュアップする。 1 テレワーク推進に向けた職員の意識醸成 2 局独自のテレワークの実施モデルの作成・局内展開	1 テレワーク推進に向けた職員の意識醸成 テレワーク未実施の職員を中心にテレワークの実施を勧奨することで、職員の意識醸成を行った結果、全職員がテレワークを実施し、スムーズビズや新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うテレワークにおいても円滑に実施することができた。 2 局独自のテレワークの実施モデルの作成・局内展開 職員から集約したテレワークの実施内容を踏まえ、テレワーク可能な業務の整理を行うことで、専門的な職務内容である当局の実情に応じたテレワークの実施モデルを作成し、局内に展開した。 3 電子ファイルの組織的な管理の推進、共有フォルダ等の改善 テレワークの推進に向けた情報共有の観点から、課の共有フォルダの整理、局独自のテレワーク実施マニュアルのDBへの掲載を行った。 4 今後の方向性 テレワーク可能な業務の範囲の拡大や拡大後の業務に関する事務の進め方など、より踏み込んだ検討を継続していく。	継続
5	継続	労働委員会の認知度向上	労使紛争に馴染みのない一般都民に向けた広報を充実させ、労働委員会の認知度が向上するよう、紹介動画等の作成に取り組む。	「誰が利用できるのか」、「何が解決できるのか」に情報を絞った広報物の作成及び能動的な情報発信の方法を検討 東京都労働委員会の認知度の現状や労働委員会に関する情報収集で使われるツール等を調査し効果的なPR方法を検討	使用者(経営者)に向けた広報を強化するため、不当労働行為について注意喚起を図るチラシを作成した。 また、中央労働委員会が行うセミナーにおいて、労働委員会の役割や機能等について説明するなど、利用促進に向けたPRを行った。 今後、作成した広報物も活用して、引き続き、認知度向上に取り組む。	継続
6	継続	施設のサービス品質の向上に向けた取組	ポスター等掲示物やチラシ等については、窓口改善員が随時見直しや点検を行っている。 案内表示については、来庁者等からの意見があった場合、対応することとする。	自局が所管する施設(都庁舎)において、サービス改善に向けた点検を効率的に実施するため、窓口改善員の取組の中で、検討する。	庁内ポスター等掲示物やチラシ等に関しては、期限切れのものを取り除き、分類・整理整頓するなどの見直しを行った。 今後は、窓口改善員を中心に、37階執務室及び38階審問室フロアの状況を随時チェックする。	継続